令和5年9月7日開催

No. 1	避難時の対応について
	危機管理室

No. **2 支障木の伐採等について** 建設課

No. 3 **治水対策について** 農林課、建設課

No. 4 **暑さ対策について** 教育総務課、学校教育課

No. 5 **通学路の除雪について** 建設課

No. 6 通学路の道路に電柱が設置してある件について 建設課、教育総務課

No. **7 公園の設置について** 建設課

No. 8 天童市のヤングケアラーの実態について 保険給付課、子育て支援課、学校教育課

No. 9 民生児童委員の選出方法について 社会福祉課

No. 10 地域敬老会等事業支援交付金について 社会福祉課

令和5年9月7日開催

No.	1	標題	避難時の対応について
j	所 管 課 等		危機管理室

≪市民のこえ≫

避難指示が出た際に、高齢者の中には指定避難所での生活が困難で避難したくない人もいます。そこで、そのような方が避難しやすいように市で災害発生時の避難者の受入れ等についての協定をビジネスホテルや旅館等と締結し、安価で避難できるようにできませんでしょうか。

<回答及び対応状況>

市立公民館等の指定避難所での生活が困難な、高齢者等の要配慮者については、 まず最初に、老人介護施設等の指定福祉避難施設での避難受入を検討することとし ています。

御提言のありました、ビジネスホテルや旅館等との協定につきましては、平成23年8月に天童温泉協同組合及び天童ビジネスホテル協会と「災害時における避難等の協力に関する協定」を締結し、大規模災害時に、要配慮者とその介助者の避難受入の協力をお願いすることとしていますが、具体的な利用料金については、各施設で様々であり、協力いただける旅館等と協議して取り決めることとしています。

まずは、市立公民館等の指定避難所開設に係る体制と資機材を整え、高齢者等の要配慮者でも利用しやすい避難スペースの確保と、指定福祉避難施設の空き情報の提供等に努めていきます。

なお、危険な状況になる前に、自らの命を守るため、知人宅や近くの安全な場所へ避難する等、早めの行動をお願いします。

No.	2	標題	支障木の伐採等について
所管課等		等	建設課
•			•

≪市民のこえ≫

大雨等の際に倉津川の水の流れを良くするために、前年度は堤防内の一部の支障 木を伐採していただいていますが、今年度も引き続き伐採をお願いしたいです。ま た、堆積した土砂等を撤去していただきたいです。

<回答及び対応状況>

倉津川の水害対策としては、河川内の支障木の伐採や堆積土砂の撤去により、流下断面を確保することが重要であることから、市では今年度も重要事業要望として管理者である県に要望しています。今後も引き続き、流域全体での治水対策に努めていきますので御理解をお願いいたします。

No.	3	標題	治水対策について
	所 管 課 等		農林課、建設課

令和5年9月7日開催

≪市民のこえ≫

ここ数年、矢野目地区では年 $1\sim2$ 度短時間で大雨が降ると、矢野目分館から北西約200メートル地点の東西に延びる道路が用水路からあふれた水で冠水します。根本的な対策をお願いします。

<回答及び対応状況>

矢野目地区の道路側溝へは農業用排水が常時流入しており、御提言の箇所の道路 側溝へ排水が集まってくる経路となっています。大雨時には側溝へ流れてくる排水 量が増加し、側溝があふれる原因となっています。

市では令和2年度から、大雨時、一時的に矢野目地区の手前で幹線排水路へ水を流し、地区へ流入する水を減らすことや、地区内の水路に角落しを設置し、水を分散させるなどの対策を実施しています。これらの対策を継続して実施するほか、田んぼダムへの取り組み等を通じて、側溝へ流れてくる排水量を抑制することが重要であると考えています。

また、天童土地改良区と連携し、大雨時には、揚水ポンプで取水した水が上流の 農業用水路に流入しないようポンプの運転停止等を行うなど、適切な水管理に努め ていきます。

No.	4	標 題	暑さ対策について
所管課等		等	教育総務課、学校教育課

≪市民のこえ≫

今年は猛暑が続き、小学生の登下校で熱中症が心配です。特に下校時は一番暑い時間帯になることや日陰のない場所もあります。暑さ対策の取り組み状況について教えていただきたいです。

<回答及び対応状況>

今年も最高気温が35度以上の猛暑日が全国各地で観測され、熱中症など暑さによる児童生徒の体調不良が懸念されるところです。

本市小学校では、中学校における部活動と同様に、活動場所での暑さ指数を基に活動の中止や制限を判断しています。具体的には、暑さ指数が31度以上の場合、 運動は原則中止としています。

児童の登下校にあたっては、家庭での健康観察に加え、涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給等について指導を行っています。また、活動終了後は、十分にクーリングダウンを行う等、体調を整えた上で下校させるようにしており、学校で具合が悪くなった児童がいた場合は、下校時の体調を再度確認し、気象状況も踏まえ、必要に応じて保護者等への送迎を依頼しています。

今後とも、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるよう、熱中症の未然防止に 努めていきます。

No.	5	標 題	通学路の除雪について
-----	---	--------	------------

令和5年9月7日開催

所管課等 建設課

≪市民のこえ≫

通学する時間帯の直前に大雪が降った場合、除雪が間に合わないため、歩道は積雪で通れず、車道を歩いている小中学生を見かけることがあり危険性を感じます。 除雪の出動基準の見直しをお願いしたいです。

<回答及び対応状況>

本市の除雪は、午前1時30分に出動し、通勤・通学の時間帯となる午前7時30分までの完了を目標に作業を実施しています。除雪作業終了後に降り積もった雪や、日中に降り積もった雪については、除雪作業の安全確保等を考慮し、翌朝に除雪を実施する方針としていますので御理解をお願いします。

なお、小中学生の通学において、危険な箇所がありましたら、市へ連絡をお願いいたします。引き続き、安全な道路交通の確保に努めていきますので、地域の皆様におかれましても御協力をよろしくお願いします。

No.	6	標題	通学路の道路に電柱が設置してある件について
j	所 管 課 等		建設課、教育総務課

≪市民のこえ≫

窪野目と蔵増北区の通学路である、倉津川橋から天童大江線の交差点までの約830メートル区間にNTTの電柱が24本埋設してあります。そのほとんどが、民間の敷地内に埋設されていますが、蔵増中区の6本は道路に埋設されています。道路に埋設されていることで、冬期間の除雪に支障を及ぼす事、及び、その箇所の道路幅が更に狭くなることで、通学の子供たちが危険に晒されることが想定されます。この電柱を民間の私有地に移設することはできないものでしょうか。

<回答及び対応状況>

御提言にあるように電柱が道路敷地内にある場合、道路の幅員が有効に活用できず、冬期間の除雪作業にも支障が出ると認識しています。電柱を民間の敷地に移設することについては、技術的な面や費用の面などの課題はありますが、何よりも土地所有者の方の御了解が必要であります。移設について、土地所有者の方への調整を図っていただければ、電柱管理者との協議を行いたいと考えますので、建設課まで御相談をお願いします。

通学路については、毎年、市教育委員会、市生活環境課、道路管理者、天童警察署、学校等が集まり、学校等から報告のあった危険箇所を点検し、必要な安全対策を行っていますので、御理解くださいますようお願いします。

No.	7	標題	公園の設置について
所管課等			建設課
≪ ī	≪市民のこえ≫		

令和5年9月7日開催

近年、矢野目地区は持ち家で暮らす子育て世帯が増えていますが、子供が遊ぶ場所や大人が交流できる場所が少ないのが現状です。子育ての一環として公園を設置することはできませんか。

<回答及び対応状況>

公園整備には、整備箇所の検討、用地の協力依頼、整備後のトイレ清掃や除草などの日常的な維持管理体制など、様々な課題を地域で検討していただくことになります。

このようなことから、公園設置については、まずは、公園の必要性も含めて地域の中で御検討いただきますようお願いします。

No.	8	標題	天童市のヤングケアラーの実態について
Ī	所 管 課 等		保険給付課、子育て支援課、学校教育課

≪市民のこえ≫

「ヤングケアラー」が社会問題になっていますが、天童市の実態について教えていただきたいです。また、天童市の現在の対応と今後についても教えていただきたいです。

<回答及び対応状況>

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることがあります。

県の調査による学校の回答では、今年の5月1日現在、可能性も含めてヤングケアラーと思われる本市児童生徒は、小学校5人、中学校5人となっており、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」と思われる状況が最も多くなっています。また、これらの児童生徒のうち、「学校以外の外部の支援につないだケースがある」のは4人となっており、要保護児童対策地域協議会やスクールソーシャルワーカーが支援を行っています。

学校では、当該児童生徒に心配な様子が見られた場合の相談体制を整備するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーによる心理的な支援やスクールソーシャルワーカーを介した関係機関との連携を図っています。

ヤングケアラーであるこどもが抱える課題を軽減したり解消したりするためには、福祉、医療、介護、教育など、様々な分野の連携が重要となります。ヤングケアラーの早期発見と情報共有に向けて関係機関相互の認識を深めながら、広報などを通じた社会的認知度の向上にも努めていきます。

No.	9	標題	民生児童委員の選出方法について
j	所 管 課 等		社会福祉課
《市民のこう》			

令和5年9月7日開催

蔵増地域社会福祉協議会の全事業に、民生児童委員の協力をいただいています。 例えば、単身高齢者への弁当配達や、在宅介護者への慰問品配布、また、福祉の 集いの案内状配りやその送迎等です。

さて、令和4年12月の民生児童委員改選時、天童市全体で9名の欠員が出ました。前回(令和元年12月)は3名の欠員でしたので、3倍に増えました。蔵増地区も1名の欠員が出ており、9カ月経った現在も解消されていません。

そのため、一人の民生児童委員が2つの地区を担当しています。その原因は、今回の選考方法に問題があったのではと推測しています。前回の改選時は、地区民生委員内薦会を開き、推薦者を報告していました。今回の改選時に、欠員が増えた原因と今後の対策をお聞かせ願います。

<回答及び対応状況>

令和5年8月1日現在、市全体での民生委員・児童委員の欠員は7名となっています。

平成31年度の一斉改選では、市立公民館長を中心として地区ごとに内薦会を開催し、市に候補者の内薦をいただいていました。しかし、複数の地区から「町内会などの担当区域ごとの民生委員・児童委員の内薦を、地区に依頼されても適任者がわからない。」という声が寄せられたことを踏まえ、市では、今回、各町内会長に対する内薦依頼をさせていただいたところです。

今回の一斉改選で欠員が増えた要因としては、各町内会長に対する内薦依頼が初めてのことであったのに加え、内薦に係る説明を町内会等の役員の人選を行う時期と前後して行ったことから、依頼時期が遅かったのではないかと考えています。

今後の対策としては、次年度の町内会の役員改選の動きも見据えながら、引き続き町内会長に対する選任の働きかけを積極的に行うとともに、関係機関にも個別に御相談をさせていただきたいと考えています。

なお、令和7年度に予定されている一斉改選の内薦方法については、いただいた 御意見も踏まえ、改めて検討していきます。

No.	1 0	標題	地域敬老会等事業支援交付金について
j	所管課:	等	社会福祉課

≪市民のこえ≫

市主催の敬老会が廃止され、町内会を対象とした地域敬老会等事業支援交付金の 新設により、敬老事業は町内会に任されることになりました。

当初の通知では、敬老祝品を配付するだけでは交付金の対象にならないとのことで、事業の実施を諦めていましたが、追加の通知があり、敬老祝品を配付するだけの事業でも交付金の対象になったため、各地区で祝品配付事業が計画されているところです。

しかし、交付金事業の主体は町内会に限られるため、介護老人福祉施設に入居されている方々は、町内会に示された対象者名簿から除外されており、こうした方々を町内会の事業に含めることは困難です。

一方で、介護老人福祉施設は地域敬老会等事業支援交付金の対象外とされているため、施設に入居されている高齢者は、同様の支援を受けられないことになります。

令和5年9月7日開催

こうした不公平が生じないよう、介護老人福祉施設等での事業を交付金の対象に 含めるなど、運用の改善について御検討願います。

<回答及び対応状況>

敬老事業の見直しの一つとして、今年度から市主催の敬老会は実施せず、町内会等の団体が敬老会を開催する場合には、交付金を交付する形式に変更させていただきました。

見直しに当たりましては、令和3年度に実施した市民アンケートや、まちづくり 懇談会や市政への提言などを通して市にいただいた御意見・御提言を踏まえて検討 を行いました。

また、交付金の交付対象団体としましては、町内会等を想定し、以前から敬老会を年間イベントの一つとして開催している介護老人福祉施設については、交付金の交付対象外としたところです。

しかしながら、本交付金については、この件も含めて様々な御意見・御提言をいただいていますので、地域の皆様から敬老事業により取り組んでいただきやすい形となるよう、来年度に向け、前向きに見直しを図っていきます。